

奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱

（趣旨）

第1条 奈良県が実施する既存木造住宅耐震診断支援事業（以下「支援事業」という。）における奈良県木造住宅耐震診断員（以下「診断員」という。）の登録に関し必要な事項は、この要綱により定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）旧基準木造住宅とは、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（一戸建て、長屋、共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。
- （2）診断員とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、奈良県知事の登録を受けている建築士事務所に所属する建築士、または建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき奈良県知事若しくは国土交通大臣の許可を受けている建設業の営業所（奈良県の区域内に設けたものに限る。）に勤務し、かつ7年以上の実務経験を有する建築大工技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）で規定する技能士）で、奈良県が実施する木造住宅の耐震診断に関する講習会または同等の講習会を受講し、この要綱に基づき奈良県に登録した者をいう。
- （3）木造住宅耐震診断とは、奈良県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて診断員が実施する耐震診断をいう。
- （4）支援事業とは、市町村が旧基準木造住宅に耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断を実施する事業に県が支援する事業をいう。

（講習会）

第3条 知事は、診断員の養成および技能、知識の向上のため木造住宅の耐震診断に関する講習会を実施または後援するものとする。なお、これまでに奈良県が実施した既存木造住宅耐震診断・改修技術者養成講習会は、第2条（2）に定める講習会とみなす。

（登録の申請）

第4条 診断員の登録を受けようとする者は、奈良県木造住宅耐震診断員登録申請書（様式第1号）に原則として次の（1）～（6）に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- （1）建築士法第5条第2項に規定する建築士免許証の写し（建築士の場合）
- （2）職業能力開発促進法第49条に規定する建築大工技能士合格証書の写し

(技能士の場合)

(3) 第2条(2)に定める事務所の登録済証または業者の許可証の写し

(4) 第2条(2)または第3条に定める講習の修了証の写し

(5) 写真2枚(申請前6月以内に撮影したものに限り。)

(6) 返信用封筒(必要な切手を貼付する。)

(登録)

第5条 知事は前条の規定に基づく申請があり、登録に係る要件が満たされている場合は、申請者を診断員として登録するものとする。

2 前項の登録は、奈良県木造住宅耐震診断員登録者名簿(様式第2号)に登載する事により行う。

3 知事は、第2項の規定により診断員を名簿に登載した場合は、その名簿を支援事業に基づき耐震診断事業を実施する市町村および支援事業に支援・協力を行う関係団体に対し通知するものとする。

(登録証の交付)

第6条 知事は、前条の規定に基づき診断員の登録を受けた者に対し、奈良県木造住宅耐震診断員登録証(様式第3号)を交付するものとする。

2 診断員は、前項に定める登録証の受領にあたり、第3条で規定する講習会とは別に知事が実施する登録時講習会を受講しなければならない。

(登録の有効期限および更新手続き)

第7条 登録は、登録日の属する年度を含め、3年度の間有効とする。

2 有効期限の過ぎた登録証は、速やかに知事に返納しなければならない。

3 第1項の登録の有効期限の満了後、引き続き診断員の登録を受けようとする者は、有効期間満了日の30日前までに、奈良県木造住宅耐震診断員更新申請書(様式4号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 登録証

(2) 写真2枚(申請前6月以内に撮影したものに限り。)

4 更新時の登録証交付は第6条の規定を準用する。

(変更等の届出)

第8条 診断員は、登録申請書の記載事項について変更があった時は速やかに登録内容変更届(様式第5号)を提出しなければならない。

2 知事は前項の規定に基づく届出を受理した場合は、登録名簿の修正その他この要綱の実施に必要な業務を行う。

3 診断員は登録証を汚損、破損し、または紛失等したときは、速やかに奈良県木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請

書」という。)に写真2枚を添えて知事に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、汚損、破損した登録証は再交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 知事は、次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合においては、診断員に係る登録を抹消するものとする。

(1) 本人(事故その他の事情により本人によりがたい場合は、その代理人。)が辞退届(様式第7号)を知事に提出したとき

(2) 登録の有効期限満了の際、更新登録の申請がなかったとき

(3) 建築士法第9条の規定により建築士免許を取り消されたとき

(4) 建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けたとき

(5) 職業能力開発促進法の規定に基づき名称使用停止処分等を受けたとき

(6) 禁固以上の刑が確定したとき

(7) 診断員として不誠実または不適切な者と知事が認めたととき

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を知事に返納しなければならない。

(支援事業の実施)

第10条 知事は、支援事業の実施にあたり、建築関係団体の協力を求めるものとする。

2 第1項の協力を求められた団体は、県、市町村ならびに診断員とともに支援事業の円滑な執行に努めるものとする。

3 診断員は、県、市町村ならびに第2項の団体と協力し、適切に支援事業の耐震診断業務を実施しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、診断員の登録、木造住宅耐震診断および支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。